

令和2年度（2020年度）活動記録（No.20）

非核・平和はみんなの願い

【令和2年4月～令和3年3月】



【非核・平和学習会】川崎哲さん講演会の会場の様子

編集 非核・平和をすすめる西東京市民の会

発行 西東京市

目 次

非核・平和都市宣言	1
西東京市平和推進に関する条例	2
非核・平和をすすめる西東京市民の会申し合わせ	3
非核・平和をすすめる西東京市民の会の組織	4
2020年度の活動を振り返って	5
1年間の活動	9
非核・平和学習会	10
常設展示	13
資料1 夏休み平和映画会 上映作品一覧	14
資料2 これまでに発行された戦争体験記一覧	15
資料3 令和2年度 西東京市平和事業関係予算	17

非核・平和都市宣言

私たちは生きている。

おおくの人々が、それぞれの習慣や宗教をもち
様々な考え方と、異なる環境の下で生活している
この地球で

私たちは持っている。

この地球上で、健康で幸せな生活をする権利を
異なる考え方の人々を差別しない義務を

私たちは知っている。

おおくの人々が、今なお戦争で傷つき命を失っていることを
住みなれた平和な生活の場を追われて飢えていることを

私たちは訴える。

必要なのは笑顔での話し合いであることを
必要なのは人類愛と思いやりであることを

私たちは宣言する。

あらゆる人を傷つける地雷や武器をなくすことを
あらゆるものの破滅を招く核兵器をなくすことを
地球上から戦争をなくすことを

私たち市民のこの声と願いを
世界に広く訴えるために
非核・平和都市 西東京市の
宣言とする。

平成14年1月21日
西 東 京 市

○西東京市平和推進に関する条例

平成13年1月21日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、西東京市（以下「市」という。）における平和行政の基本原則並びに平和事業の推進及び平和の日の制定について定め、もって市民の豊かで平和な生活の維持向上に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 市は、世界の恒久平和を願う市民の精神に基づき、平和施策を市民の協力と参加のもとに推進する。

(平和事業の推進)

第3条 市は、次に掲げる事業の推進に努めるものとする。

- (1) 平和の意義の普及及び平和意識の高揚
- (2) 平和に関する情報の収集及び提供
- (3) 平和に関する各種行事の開催及び後援
- (4) 平和に関する他の諸都市との交流
- (5) 前各号のほか、平和施策の推進に関し必要な事業

(平和の日)

第4条 4月12日は、西東京市平和の日とする。

2 市は、西東京市平和の日に、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、記念行事を実施する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年1月21日から施行する。

非核・平和をすすめる西東京市民の会申し合わせ

1 名称

この会の名称を、「非核・平和をすすめる西東京市民の会」と言います。

2 趣旨

旧田無市は、1984年8月6日、「非核・平和都市宣言」を行いました。

旧保谷市は、1982年10月1日、「憲法擁護・非核都市の宣言」を行いました。

西東京市は、この二つの宣言の趣旨に則り、2002年1月21日「非核・平和都市宣言」を行いました。

この西東京市の宣言の趣旨を、西東京市とともに市民一人ひとりに広め、平和な世界への実現に向け、思想、信条の違いを越えて、世界中の人々と手をつなぎ合い、市民の創意工夫でいろいろな活動を行います。

3 事業、活動の進め方

会の事業、活動は、市民が主体となって、西東京市と提携しながら、市の非核・平和事業予算をもとに進めていきます。

4 世話人

会の趣旨に賛同する市民(在勤、在学者を含む)は、随時世話人となることができます。ただし、個人参加とします。

5 役員

会の代表として、会長1名をおきます。

会長を補佐するために、副会長をおきます。

事業の推進を図るために、事務局長及び若干名の常任世話人をおきます。

常任世話人の中に、広報、庶務などの担当をおくことができます。

6 任期

役員任期は1年とし、再任を妨げないこととします。

7 会議

世話人会は、年2回以上開き、役員を選出し、事業計画、予算計画を決定します。常任世話人会は、事業、活動を推進します。

8 市民集会

全市民を対象にした集会を、年1回以上開きます。

附則 2001年7月7日決定
2003年6月7日一部改正

非核・平和をすすめる西東京市民の会の組織

会 長	鈴木 治夫		
事務局長	藤川 利子		
世 話 人	内田 直之	柏木 由美	菊池 美千代
	岸野 有美子	小林 悟	小林 力
	坂口 光治	笹井 春季	高橋 良彰
	武田 五郎	地引 正雄	寺本 匡利
	都丸 哲也	富岡 いづみ	中村 雅実
	並木 和子	穂坂 晴子	益留 俊樹
	松村 哲雄	宮崎 進一	村瀬 敬子
	安井 精二	山口 あずさ	山崎 巖
	山本 恵司	横山 年三	渡部 國夫

(五十音順)

世話人になりませんか

「非核・平和をすすめる西東京市民の会」は、平和を愛する市民の集いです。市民が主体となって発想した企画を、行政と一体になって実施しています。

自分自身の発案したプランが事業活動として実現し、平和に貢献することができます。

西東京市の非核・平和都市宣言の「必要なのは笑顔での話し合い、人類愛と思いやり」をモットーに、更に大きく輪を拡げていきたいと思えます。戦争を知らない世代からの斬新でユニークなアイデアも期待しています。ご希望の方は、協働コミュニティ課までお問い合わせください。

2020 年度の活動を振り返って

今年度の事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ほぼすべての事業が中止などの影響を受けました。

詳しくは、本文を見ていただきたいのですが、まず 2019 年暮れから世界的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020 年 3 月 14 日に予定していました非核・平和学習会を直前になり急遽中止としました。また、「西東京市平和の日」の催しも出演団体なども決まっていたましたが、4 月 7 日に 7 都府県に出された「緊急事態宣言」により急遽中止といたしました。残念でしたが新型コロナウイルス感染症の拡大の中では仕方ないことでした。

その後の事業（広島平和の旅・夏休み平和映画会・ピースウォーク）も中止となりました。定例の会議室での会議も 2021 年に入り 1 月、2 月は開くことが出来ず、メールでの連絡などで進めていくしかありませんでした。

この世界中に広がるコロナ禍がいつまで続くのか、予想もできない状況が続いています。来年度の事業へも影響があらうかと思えます。

さて、西東京市の非核・平和事業も 20 年となりました。田無、保谷の時代も入れますと 40 年余り市民参加による自治体の非核・平和事業を続けてきています。簡単に振り返っておくことも無駄ではないと思いますので駆け足で振り返ってみましょう。

○1980 年代、田無市・保谷市の時代に宣言を行い、両市とも市民参加で宣言事業をすすめました。

西東京市になる前、田無市、保谷市が宣言を行ったのは 1980 年代初頭です。この頃、世界に 7 万発もの核兵器が米ソを中心に各地に配備されていまして、世界はまさに一触即発の、人類滅亡の危機の中に追い込まれていきました。「地球の破滅」「核戦争 3 分前」と新聞などに書かれています。

この頃、ヨーロッパでは数十万人規模での核兵器反対の集会在連日開かれました。そのような中から「デモだけでは、核戦争は無くせない」と自治体の連帯を通して核廃絶の運動も提起されていきました。1980 年 11 月にイギリス、マンチェスター市で「核の配備と購入を行わない」という決議を挙げたのです。そしてこの決議は「我々（マンチェスター市）だけでは、ほとんど意味を持たない。イギリスの全自治体が同様に核の配備と購入を行わないと宣言することによって核廃絶は進む」と他の自治体も非核宣言をすることを呼びかけました。この呼びかけに、世界中の自治体が応え「非核・平和宣言」はまたたくまに世界中に広まりました。

日本でも同様に多くの自治体が「非核・平和都市宣言」を行い、自治体を中心にして核廃絶の動きを加速させていきました。

田無市も保谷市も「宣言」行いました。田無市は1984年8月6日に「非核・平和都市宣言」を、保谷市は1982年10月1日「憲法擁護・非核都市の宣言」を行いました。

宣言当初から、田無市は「非核・平和をすすめる田無市民の会」（会長・寺村輝夫、事務局長・鈴木治夫）が、保谷市は「護憲平和を守る保谷市民の会」（会長・城加秀治）が、それぞれ市民参加での宣言事業を進めていきました。保谷市は、日本非核自治体宣言協議会が結成された当初は協議会の副会長をしていました。

○核兵器禁止条約（2020年1月22日発効）

この非核自治体の運動は、世界に広がりました。現在は、非核自治体協議会の動きから、平和首長会議も生まれ、世界の8019都市が加盟し、日本では西東京市を含め1,734の都市が加盟しています（※2021年3月1日時点）。

そして、世界から核兵器を無くしていこうという初めての国際条約である「核兵器禁止条約」が今年2021年1月22日50か国の批准に達し発効しました。しかし残念ながら日本は参加していません。

広島に核兵器が落とされてから75年の歳月が流れました。あと少しで1世紀が過ぎていきます。現在もなお世界中には1万4千発も核兵器が配備されており、誰かがボタンを押せば地球は滅びる状況が続いています。

○非核・平和都市宣言は、核や戦争を無くすことが目的

「西東京市平和の日」（「西東京市平和推進に関する条例」）、非核・平和事業は市民参加で

西東京市の宣言も他の自治体の宣言と同様「武器をなくすこと、核兵器をなくすこと、地球上から戦争をなくすこと」を目的としています。

いろいろな事業は、この宣言の目的を実現させるための一つの方法です。単にいろいろな事業をすることが目的ではありません。

西東京市の非核・平和事業は、「西東京市平和推進に関する条例」に基づいて進められています。この条例は西東京市の誕生の日、2001年1月21日に条例第2号として定められたものです。

西東京市誕生と共に条例第2号として定められたこの条例は、合併以前の1995年に田無駅の北口再開発により、北口ロータリーに平和のリングの設置、非核・平和都市宣言文の設置、田無戦災記念碑の設置と併せて「田無市平和推進に関する条例」と定められたものです。この条例には、4月12日を「田無市平和の日」と定め、その年から毎年、その日は爆撃などで亡くなった多くの方々の慰霊の催しを、被災した田無駅北口の地（アスタビル）にて開催してきています。

この条例の特徴の一つは、「市民の協力と参加」と「市民参加」を明示していることです。田無市、保谷市での方法を西東京市となっても継続して市民参加で

の事業の進め方をしています。

○市民の公募による「宣言文」

西東京市の非核・平和都市宣言の素晴らしい点は、いくつかありますが「宣言文」もその一つです。

田無市と保谷市には、それぞれ非核・平和宣言がされていましたが、合併に伴い宣言は無くなりました。ですからこの会の結成の時にはまだ西東京市としての宣言は行われておりませんでした。西東京市の宣言は市民の手作りで、との願いから、市民参加で作成することとなり、「西東京市平和都市宣言市民委員会」が市民 10 名で合併した年の 8 月 20 日に設置されました。市民委員会で宣言文を市民から公募しますと、わずか一ヶ月の間に 58 作品が寄せられました。

市民委員会の中で議論して、公募作品の中から 2 作品を 12 月 7 日に市長に報告しました。そして、翌 2002 年 1 月 21 日の市制施行一周年に、市長に報告した作品の中の一つである現在の宣言文が、西東京市の「非核・平和都市宣言」となりました。宣言文の作成過程については、市民委員会からの報告書『「非核・平和都市宣言」に込められた想い』が発行されているので、詳しくはそちらをお読みください。

○戦争を起こさせないために

大切な市民の自治、異なる意見をまとめる自治の力（能力）の向上を

戦争はいろいろな理由によって起こります。しかし、そのすべては利害の調整が不調に終わったためです。ですから戦争は政治の延長といわれます。問題の解決をするのが政治です。ですから戦争を起こさせないためには、問題を解決する能力を高めていくことが最も大切です。

問題の本質を明らかにし、解決に必要な要件を探り出し、解決に向けての提案をしていくことが必要とされます。特に非核・平和宣言事業は、「戦争を止めさせよう」という事業ですから、大切なことは、「問題を解決する能力を各自が高める」ということです。

いろいろな問題について、問題点を指摘するだけでなく、自らが解決策を生み出し、自らで解決していくという「市民の自治」が必要とされます。

特に自治体と「市民参加」での事業の場合は、特に「市民の間の意見の調整」は絶対に必要な要件となります。市民が自ら「意見を出す」ことと、さらに「異なる意見を調整しまとめる能力」も持たなければなりません。

もし、市民が「意見を出す」だけ、いろいろに異なる「意見を出す」だけでしたら、違いを明らかにするだけで終わります。意見の違いの表明だけでは、市民の間で意見の違いは解決されません。

「市民自治」「市民参加」といわれて久しいですが、「意見を出す」ことだけを「市民参加」と思っている人がまだおられるように思います。是非さらに一步を

進めて「異なる意見を調整しまとめる能力」もさらに高めていくことも必要ではないかと考えています。

非核・平和をすすめる西東京市民の会

2020年度 非核・平和をすすめる西東京市民の会 1年間の活動

月 日	内 容	
6月5日	平和事業についての話し合い (書面開催)	「非核・平和をすすめる西東京市民会申し合わせ」に基づいた、全市民を対象とした市民集会
7月14日	第1回常任世話人会	今年度の事業についての検討
8月25日	第2回常任世話人会	今年度の事業についての検討
9月15日	第3回常任世話人会	ピースウォーク、非核・平和学習会の実施の検討
10月20日	第4回常任世話人会	非核・平和学習会の実施の検討・確認
11月17日	第5回常任世話人会	非核・平和学習会、来年度の事業についての検討・確認
12月15日	第6回常任世話人会	非核・平和学習会、来年度の事業についての検討・確認
1月19日	第7回常任世話人会 (書面開催)	非核・平和学習会、西東京市平和の日事業についての検討・確認
2月16日	第8回常任世話人会 (書面開催)	非核・平和学習会、西東京市平和の日事業についての検討・確認
3月6日	非核・平和学習会	川崎哲氏講演会「核廃絶に向けて私たちにできること～全ての命を守るために～」
3月23日	第9回常任世話人会	西東京市平和の日事業、次年度の事業についての検討・確認

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業

事 業 名	内 容
西東京市平和の日事業	「西東京市平和の日」(4月12日)を中心に、数日間にかけて記念式典やイベント等を開催
非核・平和パネル展	非核・平和に関するパネル等の展示
広島平和の旅	公募市民の方々と広島平和記念式典に参列
夏休み平和映画会	非核・平和に関する映画の上映会の開催 (広島平和の旅に参加した市民による報告会も同時に開催)
ピースウォーク	市内外の戦争に関する遺跡等の訪問

非核・平和学習会

日 時	3月6日（土）午後2時～午後4時
場 所	コール田無 イベントルームA
内 容	講演会「核廃絶に向けて私たちにできること～全ての命を守るために～」
講 師	川崎 哲 氏（ピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）国際運営委員）

「非核・平和学習会」では、毎年、非核・平和をテーマに講師を招き、講演会を実施しています。

今年度は、ピースボートや核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）で活躍されている川崎哲氏を講師に迎え、核兵器を廃絶するために私たち一人ひとりができることについてご講演いただきました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止による緊急事態宣言が発出されているなかでの開催となったため、無観客により動画を撮影し、講演の様子は後日オンラインで配信することとなりました。



【川崎^{あきら} 哲 氏 プロフィール】

昭和43（1968）年東京都生まれ。東京大学法学部卒業。障がい者介助の傍ら、市民グループで平和活動や外国人労働者、ホームレスの人権活動に従事。

平成20（2008）年から、広島・長崎の被爆者と世界を回る「ヒバクシャ地球一周 証言の航海」プロジェクトを実施。また、平成21（2009）年～平成22（2010）年には、日豪両政府主導の「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」でNGOアドバイザーを務めるなど、幅広い分野で活躍している。

講演の要旨

〇はじめに～核兵器禁止条約に至るまで～

核兵器を無くすために、私たち一人ひとりは何ができるのでしょうか？

現在、世界には約14,000発の核兵器が存在しています。実際に核兵器が使われたのは、広島と長崎に投下された2発の原子爆弾ですが、この2発に私たちは現在も苦しめられています。

核兵器の増加を防ぐための世界の動きとして、これまでに核兵器不拡散条約が

ありました。冷戦時代、これ以上核兵器を増やさないために発効された条約です。この条約は、核兵器を保有していない国に対して、今後も核兵器を保有することを禁止するという内容のものです。その一方で、既に核兵器を保有している国は核兵器を持ち続けるということとなり、いわば「早い者勝ち」という状況を生みしました。

他にも、これまでに核軍縮のための様々な取り組みが行われてきましたが、以上のような問題を抱えていたこともあり、核兵器を無くすための新たな取り組みや枠組みが必要となり、核兵器禁止条約がつけられることとなりました。

○核兵器禁止条約の内容とその特徴

2017年に採択されたこの条約は、特徴として「核兵器を人道の観点から捉えている」という点があげられます。かつては、「どの国の核兵器をどうするのか」など、世界の軍事バランスの観点から核兵器を考えることが一般的でしたが、核兵器の非人道性に注目すると、「核兵器が使われたらどうなるのか」、「使われたら取り返しがつかないのではないか」という、より普遍的な観点で核兵器について考えることができます。

条約の内容は、全面的かつ完全に核兵器を禁止するというもので、核兵器保有国が核兵器を廃棄するための道筋が定められているほか、それを国際機関が検証するという流れや、核兵器の使用・実験によって被害を受けた人の援助について言及されています。

○規範と共に社会が変わる

さて、核兵器禁止条約ができたからといって、本当に核兵器は無くせるのでしょうか？被爆体験を世界各国で語り継ぐ活動をしているサーロー節子さんは、「核兵器の終わりの始まり」という言葉を使っています。

これまでに、生物兵器や化学兵器、対人地雷、クラスター爆弾に対して禁止条約が締結され、これらの兵器の生産が激減した事例があります。これは、条約として規範が強化され、社会の意識が変わったことで、上記のような禁止された兵器を製造する企業に対して投資が行われなくなったからです。周囲の機運を高め、外堀を埋めることで、核兵器を製造する企業に資金が行かないようになる、結果として、核兵器を保有している国も行動を変えざるを得なくなるという仕組みができあがります。



○「終わりの始まり」は私たち次第

これまで、奴隷制度やアパルトヘイトなど、かつて世界では当たり前だったこ

とが当たり前ではなくなってきた事例は沢山あります。反対に、女性参政権や子どもの人権など、かつて当たり前ではなかったことが当たり前になった事例もあります。このように、規範ができ、目に見えなかった問題を捉え直すことで、これまでの不条理を力に変え、社会を前に進めてきた歴史があります。

核兵器も同じで、人類の歴史でたった75年しか存在していないものが、どうして未来永劫あり続けると言えるのでしょうか。条約ができたから良しとするのではなく、サーロー節子さんの言葉を借りれば、核兵器の「終わりの始まり」は私たち次第なのです。

○私たちにできること

では、これらを踏まえて、私たち一人ひとりは何ができるのでしょうか？

一番身近なことは、自らの意思表示をすることです。現在は、ツイッターやインスタグラム、フェイスブックなど、SNSを活用して自分の思いや考えを発信しやすくなりました。また、核兵器禁止に関するピンバッジやワッペンなどを身に着けて、自分のメッセージを他の人に伝えることもできます。

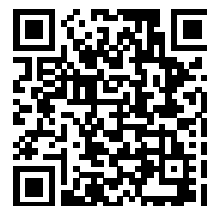


広島と長崎の原爆投下から今年で76年を迎え、被爆体験の継承も体験者に頼れない時代が近づいています。2017年に核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞した際、授賞式の翌日に行われた記念コンサートでは広島の「被爆ピアノ」をピアニストが演奏するなど、「物」を通して当時を思い浮かべるような体験を広めていくことも行われています。若い人が戦争などで亡くなった方の遺物を使いながら、さらに若い人に平和の尊さを継承することが大切です。

今後ピースポートでは、オンラインを使用して、世界190か国で被爆証言会を開催する予定です。動画を撮影して多くの人に見てもらい、その輪を広げていくというプロセスも始まっています。新しい歴史の幕開けにするための準備にしたいと思っています。

講演の動画配信について

新型コロナウイルス感染症対策のため、今回の非核・平和学習会の様子は市HPでご覧いただけます。こちらのURL・QRコードから是非ご覧ください。



URL : http://www.city.nishitokyo.lg.jp/smph/enjoy/heiwa/hikaku_heiwagakushu.html

常設展示

西東京市で作成した「西東京市戦災パネル」や戦時中に市内に投下された1トン爆弾模型等を西東京市の郷土資料室において不定期で展示しているほか、戦争遺品等を田無庁舎2階ロビーで展示しています。

①「西東京市戦災パネル」、1トン爆弾模型等の展示、②戦争遺品等の展示

場 所 ① 郷土資料室

② 西東京市役所（田無庁舎）2階 展示スペース

日 時 ① 不定期 午前10時～午後5時

② 常時 午前8時30分～午後5時

内 容 ① 西東京市戦災パネル、1トン爆弾模型等

② 戦争遺品等



【郷土資料室での展示の様子】



【西東京市役所（田無庁舎）での展示の様子】

夏休み平和映画会 上映作品一覧

年 度	作品名	監督名
平成 13 年	対馬丸ーさようなら沖縄ー	小林 治
平成 14 年	ホテル	降旗 康男
平成 15 年	月光の夏	神山 征二郎
平成 16 年	戦場のピアニスト	ロマン・ポランスキー
平成 17 年	コルチャック先生	アンジェイ・ワイダ
平成 18 年	あした天気にな〜れ！〜半分のさつまいも〜	中田 新一
平成 19 年	NAGASAKI1945 アンゼラスの鐘	有原 誠治
平成 20 年	夕凧の街 桜の国	佐々部 清
平成 21 年	火垂るの墓	日向寺 太郎
平成 22 年	母べえ	山田 洋次
平成 23 年	TOMORROW 明日	黒木 和雄
平成 24 年	独裁者 The Great Dictator	チャールズ・チャップリン
平成 25 年	黒い雨	今村 昌平
平成 26 年	一枚のハガキ	新藤 兼人
平成 27 年	この子を残して	木下 恵介
平成 28 年	母と暮らせば	山田 洋次
平成 29 年	この世界の片隅に	片渕 須直
平成 30 年	この空の花ー長岡花火物語	大林 宣彦
令和元年	男たちの大和/YAMATO	佐藤 純彌

これまでに発行された戦争体験記一覧（1）

発行年	書名	発行者等
昭和44年	原爆の記	指田 吾一
昭和47年	保谷の被爆記	郷土史「保谷」発行会
昭和52年	戦争 生き抜いた私たち —寿講座生の手記—	田無市立中央公民館
昭和54年	歴史はとまってしまった —原爆投下の地、広島・長崎からの告発—	自治労田無市職員組合
昭和54年	中島飛行機製作所と田無 —中島航空金属株式会社と田無—	田無市立中央図書館
昭和54年	町を護る—空襲下の田無—	田無市立中央図書館
昭和55年	戦争を伝える 第1集～第18集	田無市立中央公民館 田無市立中央図書館
昭和55年	中島飛行機と田無—戦争を伝える・座談会の記録—	田無市立中央図書館
昭和57年	田無の戦災誌	田無市立中央図書館
昭和57年	五色の日記	小峰順誉（田無総持寺）
昭和57年	仲間につたえる戦争の体験記 —二度と戦争を許さないために—	田無市職員組合
昭和60年	戦時下の絵日記 —ある美術教師の青春—	佐藤多持
昭和63年	被爆者のお話と映画の集い	核戦争の恐ろしさを子どもらに伝える会
平成2年	私達の街にも、戦争があった	田無第一中学校地歴部
平成2年	なつくさ	保谷市戦争体験をつづる会
平成4年	21世紀への伝言 —私の戦争体験記—	保谷市

※ ここに掲載されている本・冊子は、市内図書館等で閲覧することができます。

これまでに発行された戦争体験記一覧（2）

発行年	書名	発行者等
平成5年	21世紀への伝言—君のまちにも戦争があった—	保谷市
平成6年	田無 非核・平和運動資料集—田無 非核・平和都市宣言十周年記念— 上・下巻	非核・平和をすすめる田無市民の会、田無市
平成6年	戦争体験記	ほうや公民館だより
平成6年	散華乙女の碑	武蔵野女子学院
平成6年	八つ手の盆—田無の戦争体験を語る—	平和観音保存会
平成7年	21世紀への伝言	平和を見つめる田無のつどい実行委員会
平成15年	「平和を考える講座～その時、西東京市では・中島飛行機とのかかわりから考える～」記録集	西東京市芝久保公民館
平成15年	だれが戦争をはじめたの？—小学生からの質問 平和が一番—	村瀬敬子
平成21年	五歳の戦争	横山さよ子
平成21年	西東京市 市民の戦争体験記(一)	非核・平和をすすめる西東京市民の会、西東京市
平成22年	戦中日誌類からみた戦時下の武蔵野女子学院	武蔵野女子学院
平成22年	西東京市 市民の戦争体験記(二)	非核・平和をすすめる西東京市民の会、西東京市
平成23年	西東京市 市民の戦争体験記(三)	非核・平和をすすめる西東京市民の会、西東京市

※ ここに掲載されている本・冊子は、市内図書館等で閲覧することができます。

令和 2 度 西東京市平和事業関係予算

事業名	予算額
西東京市平和の日事業費 (※) 講演会講師謝金 35,000 円	35,000 円
広島平和記念式典市民参加事業費 (※) 引率職員旅費等 113,000 円 広島平和記念式典市民参加事業委託料 401,000 円	514,000 円
映画会事業費 (※) 夏休み平和映画会上映委託料 220,000 円 夏休み平和映画会施設使用料 156,000 円	376,000 円
非核・平和学習会事業費 講演会講師謝金 100,000 円	100,000 円
その他の平和事業関係費 旅費 4,000 円 消耗品費 88,000 円 役務費 13,000 円 入場料 8,000 円 日本非核宣言自治体協議会分担金 60,000 円	173,000 円
合 計	1,198,000 円

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業

非核・平和はみんなの願い

令和3年3月

編集 非核・平和をすすめる西東京市民の会

発行 西東京市 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎
電話：042-420-2821（直通）
FAX：042-420-2893（共用）
E-mail：kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp